

淀川水系流域委員会殿

平成17年7月21日
「関西のダムと水道を考える会」
(代表) 野村東洋夫

(7/1) 国交省発表について

今日の第42回委員会を傍聴し、掲題の国交省発表内容に幾つかの疑問を持ちましたので、以下に申し述べます。

A) 相も変らぬ「異常渇水対策」と丹生ダム

国交省(近畿地方整備局)は今回の発表でも “ 既往最大規模の渇水に対して断水を生じさせないためには、4050万m³の渇水対策容量が必要 ” としており、従来の主張を固持しています。もっとも、この容量を丹生ダムではなく琵琶湖において確保するとしている点は従来計画と異なりますが、渇水対策容量が必要との基本線は変えていません。
しかし私達は、それをどこで確保するかには関係なく、渇水対策容量そのものが不当と考
えており、その理由をこれまで数度に渡って「意見書」として貴委員会に提示して来たところ
ですが、この機会に再度その要点を記して置きます。

1、不当な「目標」

上述のように近畿地方整備局は “ 昭和14年クラスの既往最大規模の渇水においても断水を生じさせないこと ” を目標としていますが、これは極めて過大な目標設定と言わざるを得ません。

渇水についての全国標準は「10年確率」程度ですが、琵琶湖開発により利用低水(BSL - 150cm)や補償水位(BSL - 200cm)の対策を施し終えた琵琶湖・淀川水系が、既に

渇水についてこの「10年確率」を遥かに上回る安定した状況にあることは、あの「平成6年大渇水」の際の状況を見ても明らかであって、もしもこれ以上を望むとすれば、全国から「淀川水系は余りにも贅沢」との謗りを免れないでしょう。

「断水」と言えば恐ろしく聞こえますが、正しくは「時間給水」と言うべきで、平成6年の香川県などの状況を見ても分るように、朝夕の水需要の多い時間帯は減圧給水し、それ以外の夜間などに断水するだけであり、この程度のことが私たち淀川水系住民の一生に一度や二度あってもむしろ当然です。

2、下流の協力で問題解決

しかしながら誠に幸いなことに、淀川下流部での「取水制限」や「維持流量カット」を適切に行うことにより、この既往最大規模の渇水においても琵琶湖の水位低下を「利用低水位」以内に抑えることが可能であり、平成6年渇水の場合と同様に、一部地域

での「減圧給水」はあっても「断水」(＝時間給水)は回避できる可能性が充分あることは、昨年私達が貴委員会に提出した下記の意見書で述べた通りです。

- ・「異常渇水は下流の流量調整で！」(H16. 9. 29)(意見書 №501)
- ・「異常渇水は「大川」の維持流量カットで楽々クリア！」(H16. 11. 7)(意見書 №524)

つまり、大阪府などの下流地域が早い目の取水制限や適量の維持流量カットに協力することにより、私達の淀川水系は未曾有の非常事態をもクリア出来るのですから、今回の国交省発表が異常渇水への恐怖心を煽り立てることにより、丹生ダムの規模を徒らに大きくしようとしていることに対して、貴委員会が科学的な批判を加えて下さることを強く要望します。

もしも今回発表通りのダムが完成するとすれば、それは洪水調節容量が5,000万m³～6,000万m³という全国一巨大な治水専用ダムが出現することを意味しますが、今日の今本副委員長の発言にもありましたように、「治水ダム」というものがその性格上、通常時には貯水池に殆んど貯水せず、その貯水池の法面や湖底の大部分を露出した状態とすることからして、あの美しい丹生溪谷が日本一巨大な赤土とヘドロの「死の谷」に一変してしまうことを私達は覚悟しなければならないでしょう。

B) 評価できる高時川・姉川「瀬切れ対策」

7 / 1の国交省発表には、高時川・姉川の「瀬切れ対策」として次のように記述されています。

“ 丹生ダムで予定していた高時川・姉川の瀬切れ対策については、別途(ダム事業とは別に)琵琶湖からの逆送水による補給で対応する方向で今後関係者と調整する ”
旧農林省により実施された「湖北農業水利事業」により、琵琶湖の水を一旦、余呉湖に揚げ、これを余呉川や高時川に落とす、いわゆる「逆水施設」がこの地域の農業用水確保の手段として以前から利用されていますが、私達は昨年7月に、この施設を高時川の瀬切れ対策に活用すべきことを近畿地方整備局や貴流域委員会に訴えました。

(→意見書 №465「丹生ダムは無くても高時川「瀬切れ」問題は「琵琶湖逆水施設」の利用で解決」)

今回の国交省発表を素直に読めば、近畿地方整備局が「瀬切れ」に対する方策として、既存の逆水施設の利用を農水省や湖北土地改良区などと調整するとの意味と理解出来ますので、これは国交省がこれまでの所謂“縦割り行政”の枠を越え、「農水」との協同に踏み込むという、かなり画期的な意味を内包するものとして評価出来るのではないかと思います。

C) (川上ダム)「利水」の代替案の検討を！

7 / 1 国交省発表では川上ダムの利水について “ 三重県の参画量は減少するものの、利水参画は継続する方向 ” として、ダム目的の中に利水を残しています。しかし昨年、河川管理者自らが行った水需要予測によれば、この地域（新・伊賀市）が三重県（伊賀水道）に求める給水量は、真夏の最大値でも日量 23,440m³ でしかなく、これは水源量としては僅かに 0.304m³/s でしかありません。

→ 「三重県（伊賀水道用水供給事業）について」(近畿地方整備局)

第 10 回ダムワーキング（H 16. 12. 5 ）資料 1 - 3 p. 65

他方、この地域には主要河川だけでも木津川、服部川、柘植川、及び川上川、前深瀬川があり、これに地下水の利用などを考え合わせれば、僅かこの程度の水源量であれば、ダム以外の代替案が出ても不思議ではありません。

「治水」については平成 15 年 4 月の「川上ダム見直し案」において、河道内貯留案・遊水地新設案・ピロティ案など複数の代替案が河川管理者から提示されておりますし、また貴委員会も平成 15 年 1 月の「提言」において “ 考えうるすべての実行可能な代替案の検討 ” を謳っているのですから、この際「利水」についても、この地域の河川に通暁する近畿地方整備局（木津川上流河川事務所）に対し、代替案の提示を求めるべきです。

（以上）